財形住宅預金規定

結 城 信 用 金 庫

令和２年４月１日現在

１.（預入れの方法等）

（１）財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、５年以上の期間にわたって、年１回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

（２）この預金には、預金期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基本給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

（３）この預金の預入れは１口１，０００円以上とします。

（３）この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年１回以上書面により通知します。

２.（預金の種類・取りまとめ継続方法）

（１）第１条による預金は、１口の期日指定定期預金としてお預かりします。

（２）この預金は、口座開設日から１年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が２年をこえる期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を取りまとめ、１口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

（３）この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

３.（預金の支払方法）

（１）この預金の元利金全部の支払いは、法令で定める持家としての住宅取得または増改築（以下「住宅取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払います。

（２）前項による払出しをする場合には、住宅取得等の日から１年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を提出してください。

（３）この預金の一部を持家としての住宅取得等のための頭金に充てるときは、預入金額の９０％を限度として１回に限り支払います。

（４）第３項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅設計工事請負契約書等の所定の書類の写しを提出してください。また、この場合には、一部払出し後２年以内かつ住宅取得日から１年以内に、残金の払出しをするものとします。

４.（利息）

（１）この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法により計算します。

Ａ．１年以上２年未満‥‥‥当金庫所定の「２年未満」の利率

Ｂ．２年以上‥‥‥‥‥‥‥当金庫所定の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

②前号の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、および財産形成預金共通規定第７条第３項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算します。

Ａ．６か月未満‥‥‥‥‥‥‥‥解約日における普通預金の利率

B．６か月以上１年未満········２年以上利率×４０％
C．１年以上１年６か月未満····２年以上利率×５０％
D．１年６か月以上２年未満····２年以上利率×６０％
E．２年以上２年６か月未満····２年以上利率×７０％
F．２年６か月以上３年未満····２年以上利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

５．（預金の解約）

（１）やむをえない事由により、この預金を第３条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

（２）前項の解約の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

６．（税額の追徴）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても５年間（預入開始日から５年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って２０％（国税１５％、地方税５％）により計算した税額を追徴します。

（１）第３条によらない払出しがあった場合

（２）第３条による一部払出後２年以内に残額を払出さなかった場合

（３）第３条による一部払出後２年以内で住宅取得等の日から１年を経過して残額の払出しがあった場合
ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

７．（差引計算等）

（１）第６条第２項の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
①第６条第２項の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに支払ってください。

（２）前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

８．（転職時等の取扱い）

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から２年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

９．（非課税扱いの適用除外）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

（１）第１条第１項ならびに第２項による以外の預入れがあった場合

（２）定期預入が２年以上されなかった場合

（３）非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

１０．（預入金額の変更）

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって申出てください。

１１．（規定の変更）

（１）この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

このほか、「財産形成預金共通規定」をご参照ください。

以　上